

令和6年11月14日： 令和6年度 第3回 技術管理委員会 議題

審議事項

○基準型技術「管きよ内面被覆工法（製管工法）」の技術評価基準の改定
（猶予期間の延伸）

基準型技術の種類	管きよ内面被覆工法（製管工法）
所管部署	管きよ内面被覆工法評価専門部会（建設部 設計調整課）
改定内容 （猶予期間の延伸）	<p>○現行技術評価基準（令和元年11月15日）</p> <p>4. 技術評価基準</p> <p>（1）必要とされる耐荷能力</p> <p>1）複合管の断面の破壊強度及び外圧強さ</p> <p>複合管の耐荷能力は、既設管の局所的な劣化状態や材料の非線形性等を反映した有限要素法に基づく限界状態設計法により照査を行い、新管と同等以上の強度を確保できること。また、解析値は構造物の外圧試験結果等の比較検証に基づき、妥当性を確認できること。—略—</p> <p>附 則</p> <p>1. この技術評価基準は、<u>令和元年11月15日</u>から施行する。</p> <p>2. 平成23年1月の技術評価基準にて認定された工法については、以下の期限までは従前の評価基準に準ずるものとする。—中略—</p> <p>4（1）1）に規定する内容は、<u>令和6年11月15日</u>から施行する。</p> <p>○改定技術評価基準（令和6年11月15日）</p> <p>本文に変更なし</p> <p>附 則</p> <p>1. この技術評価基準は、<u>令和6年11月15日</u>から施行する。</p> <p>2. 平成23年1月の技術評価基準にて認定された工法については、以下の期限までは従前の評価基準に準ずるものとする。なお、下記の施行期日については、適宜見直しを行う。</p> <p>4（1）1）に規定する内容は、<u>令和8年11月15日</u>から施行する。</p>
審議結果	「管きよ内面被覆工法（製管工法）」の技術評価基準で定める『複合管の断面の破壊強度及び外圧強さ』について、猶予期間の延伸を承認する。
備 考	